

社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）は、大洲市社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金支給要綱（以下「支給要綱」という。）に定めるほか、この要領により支給するものとします。

1 趣旨

物価高騰が長期化する中、光熱費や食材費高騰の影響を著しく受けながらも、サービスの提供を維持しながら運営を続けている児童福祉施設等、障がい福祉施設・事業所等、高齢者福祉施設・事業所等及び救護施設を対象として給付金を支給するものです。

2 支給対象者

1 対象施設

給付金の支給対象施設は、次に該当する施設とします。

(1) 光熱費高騰分

大洲市内に所在し、令和8年4月1日時点で運営中の別表に掲げる施設。

(2) 食材費高騰分

1 (1) に該当し、かつ、令和7年11月1日から令和8年3月31日までの毎月又は特定の月に、食材費の全部又は一部を負担し、食事を提供した施設。

2 対象外施設

(1) 次のいずれかに該当する者が設置する施設は、支給の対象外とします。

① 大洲市暴力団排除条例（平成23年大洲市条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者が設置する施設

② 市税（国民健康保険税を含む。）に未納がある者（法人を含む）が設置する施設

③ 上記のほか、本給付金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が認める施設

(2) 上記1 (2) について、食材費を一切負担していない場合は、本給付金に係る食材費高騰分の支給対象外とします。

3 支給額

別表に基づき支給します。

4 申請手続

1 受付期間

令和8年4月13日（月）～令和8年6月30日（火）

電子メールの場合：6月30日17時までの受信

郵送の場合：6月30日までの消印有効

2 申請書等

申請書類			
	様式	書類名	注意事項
①	支給要綱 様式第1号	大洲市社会福祉施設 等物価高騰対策支援 給付金支給申請書	<ul style="list-style-type: none">・提出方法は電子メール又は郵送に限ります。・振込先の口座名義人は、通帳等に記載のとおり正確に記入してください。・必ず申請者名義の口座を指定してください。（※法人の場合は当該法人、個人事業主の場合は当該個人の口座に限ります。）
②	—	振込先が分かる書類 (預金通帳等)の写し	<ul style="list-style-type: none">・通帳の表紙と裏の見開き（カタカナでの名義・口座番号等が記載されている部分）の写しを添付してください。・電子メールでの提出の場合は、写真データによる提出可

※申請書様式は、大洲市ホームページからダウンロードしてください。

ホーム>組織で探す>高齢福祉課>社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金について

URL <https://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/koureifukushi/67594.html>

3 提出先・提出方法

電子メール又は郵送により、次の宛先まで提出してください（持参不可）。

【電子メールの場合】

- ・高齢者福祉施設等 koureihukushika@city.ozu.ehime.jp
- ・障がい福祉施設等・救護施設 syakaihukushika@city.ozu.ehime.jp
- ・児童福祉施設等 kosodateshienka@city.ozu.ehime.jp

【郵送の場合】

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の1

大洲市役所 高齢福祉課／社会福祉課／子育て支援課 宛

4 審査・振込

事務局による審査の結果、給付金を支給する旨を決定したときは、後日、支給決定通知を発送のうえ、指定の口座へ振り込みます。

なお、申請書類に不備があった場合は、事務局から申請者へ連絡しますので、速やかな対応をお願いします。

【審査の流れ】



5 その他

- ・申請は、1施設につき1回限りです。
- ・1法人で複数の施設を運営している場合は、まとめて1回で申請してください。
ただし、振込口座を分けたい場合は、下記の4つの種別区分に分けて、申請いただくことは可能です。

<種別区分>

- ・高齢者福祉施設等
- ・障がい福祉施設等
- ・児童福祉施設等
- ・救護施設

5 その他

- 1 給付金支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、給付金の支給決定の全部又は一部を取り消し、給付金を返還いただきます。
- 2 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じコピー等をお手元に保管ください。
- 3 申請により得られた情報は、社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金支給業務以外に使用することはありません。

別表

(単位：千円)

種別	支給対象施設	サービス種別	支給単価
児童福祉施設等	入所施設	児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、自立援助ホーム、ファミリーホーム (定額 + 令和8年3月末の利用者数による加算)	280 12/人
		幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設 (定額 + 令和8年3月の平均利用者数による加算)	130 4/人
	通所施設	児童厚生施設、放課後児童クラブ	130
	その他	里親(委託を受けている世帯に限る。)	80
障がい福祉施設・事業所等 ※基準該当、共生型障害福祉サービス事業所を含む。	入所施設	施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所、医療型障害児入所、短期入所施設 (定額 + 令和8年3月末の利用者数による加算)	280 12/人
		療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、地域活動支援センター (定額 + 令和8年3月の平均利用者数による加算)	130 4/人
	その他	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援施設	80
高齢者福祉施設・事業所等 ※医療機関のみなし指定を除く。	入所施設	短期入所生活(療養)介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定入所者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス (定額 + 令和8年3月末の利用者数による加算)	280 12/人
		通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 (定額 + 令和8年3月の平均利用者数による加算)	130 4/人
	その他	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護タクシー、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援、福祉用具貸与	80
救護施設	入所施設	救護施設 (定額 + 令和8年3月末の利用者数による加算)	280 12/人

(注) 法令等に基づき、国、県又は大州市が認可若しくは指定等をし、又は設置若しくは事業開始の届出等を受理したものに限る。